

アメリカにおける証券流通市場の電子化

家
田
崇

目次

はじめに	II 取引所
一 証券流通市場の構造	III 店頭市場
1 基本構造	IV 第三市場
I オークション市場	V 代替的取引システム
II ディーラー市場	VI インターネット
2 証券取引所の構造	3 証券流通市場の規制
I 東京証券取引所	I アメリカ国内市場
II ニューヨーク証券取引所	II 海外市場
2 アメリカにおける証券流通市場の電子化と規制	4 小括
I 全米市場システム	III わが国の証券流通市場
II 証券流通市場における技術利用	IV 結語

はじめに

情報通信技術の目覚しい発達は、証券市場を大きく変容させている。証券取引は、情報のやり取りを中心とした取引であることから、情報化・電子化になじみやすい⁽¹⁾。証券取引の電子化によって証券流通市場はどうのように変化し、規制当局はどうのような対応を行ってきたか。その一例をアメリカにみるとことができる。

アメリカでは、一九七五年の証券諸法改正によつて全米市場システムを導入することが提唱され、これを契機に証券流通市場の電子化が行われた。一九九六年には全米証券市場改革法と題される証券諸法の改革案が成立し、同法五一〇条(a)項に従つて、連邦証券取引委員会(Securities Exchange Commission [hereinafter SEC])は一九九七年に「技術進歩が証券市場に与える影響」と題する報告書を議会に提出してゐる。また、電子化にともなう証券流通市場の変化に対してSECは、一九九七年より一連の通牒を発し、新たな証券流通市場のルール作りを行つてゐる。これらの資料は、インターネットを通じて公表されてゐる。とりわけ、SECの研究報告書やルールについてのものは、SECのホームページを通じて、詳細な資料を入手することができる。

可能となつてゐる⁽³⁾。

本稿は、アメリカ証券流通市場における電子化の状況を紹介する。まず、証券流通市場の構造を概観し⁽¹⁾、アメリカの証券流通市場において情報通信技術が利用され電子化が進められた経緯と、これに対する規制を概観する⁽²⁾。その後、代替的取引システムの規制を中心に、日本における証券流通市場の法規整を検証し⁽³⁾、今後の検討課題を示し結語とする⁽⁴⁾。

注

- (1) 淀田康之『電子証券取引—証券ビッグバンの切り札』四頁（経済法令研究会・一九九七年）。証券取引の電子化の概要については、大崎貞和『インターネット・ファイナンス—ウォール街は消えるのか』（日本経済新聞社・一九九七年）、淀田康之・大崎貞和『証券ビッグバン』（日本経済新聞社・一九九七年）、川島いづみ『証券取引の電子化と『取引所』の意義』専修大学法学研究所紀要二二号一頁一頁（一九九七年）を参照した。

- (2) SEC, Report to the Congress : The Impact of Recent Technological Advance on the Securities Markets, <<http://www.sec.gov/news/studies/techrp97.htm>> (visit Apr.29,1999).

(3)

SEC のホームページ <http://www.sec.gov> から、
「SEC Digest & Statement <<http://www.sec.gov/edig/home.htm>>」
、「SEC Rulemakings <<http://www.sec.gov/rules/htm>>」
、「Current SEC Rulemaking <<http://www.sec.gov/rules/htm>>」

には最近のルールが収集されている。また、
Search non-EDGAR documents <<http://www.sec.gov/cgi-bin/txt-sec>>』
では、SEC のリリースやガイドラインを検索する
ことができる。キーワードに具体的なリリースナンバーなど
を入力すると効率的な検索ができる。

1 基本構造

I オークション市場

オークション市場は、売買注文を特定の場所に集中させ、所定の優先原則で付け合せていく。顧客の注文によって価格が形成されることから、オーダー・ドリブン型市場ともいいう。東京証券取引所など、わが国の証券取引所は、この方式を採用し、価格優先の原則と時間優先の原則等にしたがって競争売買を行っている。

— 証券流通市場の構造

II ディーラー市場

証券取引所の基本構造は、オーフショット市場とディーラー市場に大別される。ここでは、証券流通市場の基本構造を確認し、具体的な証券流通市場に目を向け、東京証券取引所およびニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange) の構造を確認する。

ディーラー市場では、マーケットメーカーとよばれる証券会社が、特定の銘柄について気配値（クオート）を提示し、投資者からの注文に自ら勘定で応じる⁽⁵⁾。マーケットメーカーが提示するクオートによって価格が形成される⁽⁶⁾ことから、クオート・ドリブン型の市場ともいふ。NASDAQ (National Association of Securities Dealers Automated Quotations) はこのタイプの市場である。クオートには、買い呼び値 (bid) と売り呼び値 (ask ま

たはoffer)がある。買い呼び値は売り呼び値よりも高く設定され、その差額はピッド・アスク・スプレッド（または単にスプレッド）として、マーケットメーカーの報酬となる。スプレッドは、マーケットメーカーが投資者に即時性を提供することへの対価であると説明されている。⁽⁶⁾

2 証券取引所の構造

I 東京証券取引所

東京証券取引所は、オーパークション市場であり、マーケットメイカーは存在せず、顧客の注文によって取引価格が形成される。

東京証券取引所のマッチング方法には、「板寄せ方式」と「ザラバ方式」がある。寄りつき時には、板寄せ方式で始値が決定⁽⁷⁾され、以降はザラバ方式に移る。

板寄せ方式では、それまでに出されている注文を、時間的に同時の注文として取り扱う。そのうち、①成行注文の全部、②決めるべき値段より低い値段の売り注文と買い注文の全部、③決めるべき値段と同じ値段の売り注文と買い注文の全部が消化

される価格を約定価格として売買を成立させる。⁽⁸⁾

ザラバ方式は、価格優先の法則と時間優先の原則によつて売買を成立させる。価格優先の原則とは、価格を指定する注文で高い買付けが低い買付けに優先し、低い売付けが高い売付けに優先する原則をいい、時間優先の原則とは、価格が同一の注文は、時間の前のものが優先する原則をいう。⁽⁹⁾

II ニューヨーク証券取引所

ニューヨーク証券取引所の特徴は、スペシャリスト制にある。⁽¹⁰⁾スペシャリストは、取引所から割り当てられた特定銘柄の取引を取り扱う会員をいい、オーパークションのせり人の役割とマーケットメーカーの役割を担つてゐる。したがつて、ニューヨーク証券取引所はオーパークション市場とディーラー市場の折衷型システムとなる。

スペシャリストは、オーパークションのせり人として指値注文(limit order)をスペシャリスト・ブックに記帳し、市場価格が指値に一致したときに執行させる。成行注文(market order)については気配値で約定させる。⁽¹¹⁾スペシャリストには、マーケットメーカーとしての義務があり、相手になる注文がない場合に

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

- は、自らの勘定で売買取引に応じる。したがって、担当する特定銘柄の注文が売りか買いのいずれかに偏った場合⁽³⁾、スペシャリストは取引に応じなければならない。⁽³⁾一九八七年一〇月一四日から一九日までのマーケット・クラッシュのときも、スペシャリストは膨大な売り注文に立ち向かわなければならなかつた。NASDAQなどの店頭市場では、三分の一程度のマーケットメーカーが、マーケットメーカー業務を取りやめたり、対象銘柄を減らしたりして、取引に応じなかつたことと対照的である。
- 注
- (1) 注文には、価格条件を指定しない「成行注文（market order）」と、価格条件を指定する「指値注文（limit order）」がある。
- (2) 清田康之『電子証券取引—証券ビッグバンの切り札』五六頁（経済法令研究会・一九九七年）、大村敬一・宇野淳・川北英隆・俊野雅司『株式市場のマイクロストラクチャ』四四頁〔大村・宇野〕（日本経済新聞社・一九九八年）参照。
- (3) これらの原則については、後述する。
- (4) ディーラー市場については、清田・前掲注⁽²⁾五六一五八頁参考。
- (5) マーケットメーカーは、クオートを提示している証券については、常に自分の計算で売買するつもりがあると言明しているブローカー・ディーラーといえる。浜田道代「NASDAQの改善」証券取引法研究会国際部会編『欧米における証券取引制度の改革』一五八頁、一六一頁、注⁽⁷⁾（日本証券経済研究所・一九九八年）。
- (6) 大村ほか・前掲注⁽²⁾六頁〔大村・宇野〕。
- (7) 板寄せ方式は、①売買立会いの初めの約定値段を定める場合、②証券取引所が売買管理上売買を中断した場合に、取引再開時に初めの約定価格を定める場合、③証券取引所が必要と定めた場合の終値を定める場合、④証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合、および才取会員が呼び値の状況から必要がある場合に用いられる。河本一郎・大武泰南『証券取引法読本〔新版〕』一四二頁（有斐閣・一九九六年）。
- (8) 板寄せ方式における価格決定の例については、河本・大武・前掲注⁽⁷⁾一四三一一四四頁、大村ほか・前掲注⁽²⁾四五一四六頁〔宇野〕参照。
- (9) 成行注文は、すべての指値注文に対して、価格の面で優先

- (10) 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎『証券取引法入門』一六三頁（商事法務研究会・一九九五年）、河本＝大武・前掲注(7)一四二頁参照。

(11) スペシャリストについては、大村ほか・前掲注(2)一九頁〔宇野〕、川島いづみ「証券取引の電子化と『取引所』の意義」専修大学法学研究所紀要二二号一頁一頁、一〇頁（一九九七年）。

(12) スペシャリストは、投資者からの注文を直接受け（る）とはない。川島・前掲注(1)一〇頁。

(13) 大村ほか・前掲注(2)一九頁〔宇野〕。

(14) 大村ほか・前掲注(2)一九一—二〇頁〔宇野〕。

（1）を成立させた。これは、証券業全般を射程としており、全米を対象とした証券市場の創設を目的として、法規整を再構成したものである。

一九九六年全米証券市場改革法五一〇条(a)項は、技術進歩およびオンライン情報システムが証券市場に与える影響を研究し、同法制定後一年以内に研究の結果を報告するよう命じている⁽³⁾。これを受けて SEC は、一九九七年九月に「近時の技術進歩が証券市場に与える影響」と題する議会報告書（Report to the Congress : The Impact of Recent Technological Advance on the Securities Market；以下では、「一九九七年報告書」または単に「報告書」とよぶ）⁽⁴⁾を提出した。

また、SEC は、一九九七年五月二三日⁽⁵⁾に通牒（以下、「一九九七年コンセプト通牒」とよぶ）を発し、市場の公正性、効率性、および透明性（transparency）を十分に確保するために十分なフレキシビリティを提供すると同時に、イノベーションを促進させるには、どのように規制の枠組みを開拓させていくかを検討はじめた。この通牒でコメントを求められた点は、①アメリカ国内市場の問題として代替的取引システム（Alternative Trading System）⁽⁶⁾②海外市場のアメリカでの活動に対する監督⁽⁷⁾であった。一九九七年報告書でも、これらの問題意識をふまえ、

一 アメリカにおける証券流通市場の電子化と規制

1 総説

一九九六年一〇月に第一〇四議会は、一九九六年全米証券市場改革法（National Securities Markets Improvement Act of 1996）

アメリカ国内市場および海外市場の問題点について触れている⁽⁸⁾。

代替的取引システムについて SECは、一九九八年四月の通牒⁽⁹⁾で規則の提案を行った後に、同年一二月に通牒⁽¹⁰⁾（以下「一九九年最終通牒」とよぶ）を発した。これによつて代替的取引システムに対して新たな規制が設けられた。

また、海外市場の問題について SECは、一九九八年三月二十四日に、SECは「インターネット上のウェブ・サイトを利用したオフショアにおける証券の募集・証券取引の勧誘または投資サービスの公告に関する解釈ガイドライン」[Use of Internet Web Sites to Offer Securities, Solicit Securities Transactions, or Advertise Investment Services Offshore : 以下、「一九九八年ガイドライン」]を発して⁽¹¹⁾いる。

いりやなが もず、一九九七年報告書の「IV 証券流通市場(Secondary Securities Markets)」から「IV-C 技術利用の傾向(Trends in Use of Technology)」を題材に、アメリカの証券流通市場が技術を利用して電子化を发展させていった過程を確認する⁽²⁾。いわば、証券流通市場に関する規制を概観し⁽³⁾、若干のまとめを行う⁽⁴⁾。

2 証券流通市場における技術利用

I 全米市場システム

i 導入の経緯

一九九七年報告書によると、SECは、証券流通市場を監督するにあたり、競争を促進させ、イノベーションを育成し、投資者を保護しようと努めており、取引およびクオートに関する情報を公に発布するという透明性が、流通市場の公正性と効率性において基本的な役割を果たすと主張して⁽¹²⁾いた。一九九七年報告書によると、一九六三年ころから、SECは、技術によって市場の透明性が改善されると認識していた。この年にSECによって作成された「証券市場に関する特別研究の報告書(Report of the Special Study of the Securities Markets)」は、データー間のクオーター・ションを集積せねよべなノハシマークの創設をNASD(全米証券業協会、National Association of Securities Dealers, Inc.)によって⁽¹³⁾いる。一九七一年の「証券市場の将来構造に関するステートメント(Statement of the

Securities and Exchange Commission on the Future of Structure of the Securities Markets」⁽²⁾も、証券のサイズ、量、および価格がすべての投資者に利用可能となるような、総合的なシステムの設置を提唱している。⁽³⁾SECは、これらの調査や報告を通じて、中央市場システム（Central Market System）の構想を形作る。これが、一九七五年の証券諸法改正の際に、全米市場システムとして導入された。

ii 一九七五年証券取引所法改正

一九七五年証券諸法修正法（Securities Act Amendments of 1975）⁽⁴⁾によつて、証券取引所法が改正され、全米市場システムにに関する一一A条⁽⁵⁾が設けられた。

証券取引所法一一A条a項(1)号では、証券市場は尊重されなければならない重要な国家財産であること（同号A）⁽⁶⁾に規定する一一A条が設けられた。

証券取引所法一一A条では、証券市場は尊重されなければならない重要な国家財産であること（同号A）⁽⁷⁾新たな情報処理および通信技術は、より効率的で有効な市場の運営（operation）の機会を創出することを確認し（同号B）、⁽⁸⁾同号Cにおいて以下の五つの事項を保障することは公益に合致し、投資者の保護および公正で秩序ある市場を維持するに適当であると規定している。①証券取引の経済的に効率的な執行、

②プローカーとディーラーの間、取引市場の間、および取引所市場と取引所市場以外の市場の間における公正な競争、③プローカー、ディーラーおよび投資者が、証券のクオートおよび取引に関する情報を利用できること、④プローカーによつて投資者の注文を最善の市場で執行することができる」と、⑤①ないし④の規定に矛盾することなく、投資者の注文がディーラーが介在することなく執行される機会である。さらに適格を有する証券のすべての市場を通信およびデータ処理施設で結合することは、効率を促進し、競争を高め、プローカ、ディーラーおよび投資者が利用可能となる情報を増加させ、投資者の注文の出会いを助長し、かつ、かかる注文の最善の執行に貢献すると規定している（同号D）。⁽⁹⁾

証券取引所法一一A条では、全米市場システムの定義および内容については具体的には規定していないが、全国的に取引される証券について、透明性を確保した上で、取引市場間を通信手段でリンクすることによって、市場間で公正な競争が行われる機会と投資者の注文が最善に執行される機会を確保することを目指したものといえよう。⁽¹⁰⁾なお、立法資料によると、アメリカの証券市場が変革期にあり、かつデリケートな機構であることから、詳細な定義規定を避け、SECに全米システムを創設

する権限^(四)を与えたと説明^(五)されている。

iii 全米市場システムを支えるサブシステム

一九九七年報告書では、全米市場システムを支えて^(六)いるサブシステムとして、CTA (Consolidated Transaction Reporting Association)、CQS (Consolidated Quotation System) および ITS (Intermarket Trading System) を挙げて^(七)いる。自主規制機関 (Self Regulatory Organizations "SROs") が相互に協力し、これらのシステムを開発した。

CTAは一九七四年に導入され、上場証券などについて、その取引が執行された市場に關係なく、株式の価格および取引量を、高速伝達回線を通じてベンダー（情報提供業者）に知らせるシステムである。

CQSは、一九七八年に導入されたシステムであり、取引所上場株式について、すべてのマーケットメーカーが表示するクオートを集めベンダーに知らせる。CTAは、過去の取引記録を開示するシステムであるのに対し、CQSは、リアルタイムのクオート情報を発布する。

CTA および CQS では、取引情報またはクオーム^(八)、SIAC

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

(Securities Industry Automation Corp.)^(九)、電子的に送付される。SIACは集中的な情報処理センターとして、これら的情報を処理し、金融情報ベンダーに伝え、最終的には投資者に頒布される。

。

ITSは一九七八年に導入されたシステムであり、各市場におけるクオートをリンクさせる^(十)ことによって、市場間取引を促進せらる^(十一)ことを目的とする。各取引所と店頭市場をリンクさせる^(十二)ことによって、ITSが取り扱う証券については、特定の市場に位置するプロバイダーまたはディーラーは、ITSを通じて、他の市場で取引を執行することができる。

市場間を連結し、最善の執行を確保するために必要なことは、(1)競合する複数の市場システムが、同一の銘柄についていかなる価格での取引を可能としているかについて、情報を頒布することと、(2)最善の価格を表示している市場システムへのアクセスを保障することである。CTA および CQS は、(1)に貢献し、ITSは(2)に貢献する^(十三)。一九九七年報告書では、CTA、CQS および ITS の電子コモニケーションシステムは、NASDAQ や OTC-UTP プラン^(十四) (Over Trade Counter Unlisted Trading Privileges Plan) とともに、全米市場システムを根幹から支えて^(十五)いる記述われている。

II 取引所

一九九七年報告書は、取引所による技術の利用として、①取引フロアの自動化、②取引フロアを補完する電子システムの開発、③取引フロアに代替する電子システムの開発を取り上げている。

i 取引フロアの電子化

取引所は、効率的な市場運営を実現させるため、取引フロアを電子化し、サービスを自動化させている。³³⁾

たとえば、登録取引所 (registered exchanges) ³⁴⁾ は、フロアーのトレーディングポストや、スペシャリスト・ブック (指値注文帳簿) を自動化しており、また、会員の注文を取引フロアへ電子的に回送するシステムを提供している。

注文を電子的に回送するシステムには、ニューヨーク証券取引所の Super-DOT がある。Super-DOT を通じて、証券会社は、ニューヨーク証券取引所に上場されているすべての証券について、成行または指値注文を、スペシャリストポストに直接伝達できる。

ニューヨーク証券取引所は、一億二五〇〇万ドルをかけて、

Integrated Technology Plan (ITP) を実現させようとしている。

これらの試みによつて、ニューヨーク証券取引所のフロアードは以下の三つが可能となる。①新たな取引フロアー・コミュニケーション・ネットワークによつて、スペシャリストやブローカーが、注文管理機能と複数の情報源から得た市場情報を、単一の画面上に統合させること、②ワイヤレスの音声通信機器（例：携帯電話）によつて、フロアー内にいるブローカーとフロアーを取り囲む位置にある彼らの会社ブースとの間に、継続的なコミュニケーションが提供されること、③ワイヤレスのデーター機器によつて、フロアー・ブローカーが、フロアーのオーラシヨン現場に居ながらにして、注文を受け取り、取引報告をすることである。³⁵⁾

一九九七年報告書は、取引フロアーをワイヤレス化する効果として、①フロアーの人員が柔軟に行動できる点、②手サインや電話およびフロアレポーターにくらべて安価で迅速なコミュニケーション方法が提供される点、③かかわり合う人がより少數になるがゆえに、エラーの発生が減少する点を、挙げている。³⁶⁾

ii 取引フロアー補完システム

取引フロアーの電子化は、注文回送システムの電子化にとどまるのに対し、取引フロアー補完システムではシステム内で付

け合せ（match）を行う。⁽⁴⁰⁾ フロアー・トレーディングを補完するためには、シカゴ証券取引所（Chicago Stock Exchange）のシカゴ・マッチ・システム（Chicago Match System）と、パシフィック証券取引所が導入したオプティマーク・システム（OptiMark System）があ

iii 取引フロアー代替システム

取引所は、オプティマーク・システムをスペシャリストとフロアーブローカーに対して提供することをSECに提案し、一九九七年九月一七日にその承認を受けた。⁽⁴¹⁾

シカゴ・マッチ・システムは一九九四年に導入されたが、現在は廃止されている。シカゴ・マッチ・システムは、シカゴ証券取引所で取引されている証券を対象とし、通常の取引時間内に利用者から発せられた注文を電子的に付け合わせるものであつた。

オプティマーク・システムとは、オプティマーク・テクノロジー社によって開発された電子的な取引システムである。このシステムは、多用な価格とサイズを考慮し、執行に最適の価格を創設することによって、トレーダーの満足の行くレベルでの付け合せがなされるよう設計されている。⁽⁴²⁾ パシフィック証券

III 店頭市場

アメリカの店頭市場は、NASDAQ に代表される。NASDAQ は多數のマーケットメーカーに対しクオートを更新するメカニズムを提供した上で、マーケットメーカーが表示するクオートをひとつのコンピューター画面上に統合し、リアルタイムで表示している。NASDAQ は電子的な取引システムとして、セレクトネット (SelectNet) と小規模注文執行システム (Small Order Execution System) を提供しているが、これらのシステムが取り扱わない銘柄については、注文の入力と執行のほとんどが電話で行われており、完全に自動化された市場とはいえない。

NASDAQ の自動化が不完全であったことから、ブローカー・ディーラーは独自にプロパライアタリー・トレーディング・システム (Proprietary Trading System [hereinafter PTS]) を開設し、これを通りて取引を自動的に執行するシステムを提供するようになつた。⁽⁶⁾ 現在では、NASDAQ の株式取引量の 13%⁽⁷⁾ が PTS によって取り扱われているとの報告もあり、NASDAQ 株式の取引のうち少なからぬ量が PTS を通りて取引されている。

NASDAQ にクオートを表示している会社は、一定の基準を満たさなければならないが、公開会社 (publicly traded

companies) でありながら、NASDAQ や取引所の上場基準を満たしていない会社がある」とことを、一九九七年報告書では指摘している。ナショナル・クオーテーション・ビューロー社は、「ビンクシート」を発行し、非 NASDAQ 証券のクオートを公表している。まだ、NASDAQ & OTC Bulletin Board 上では、おおよそ 6000 社に亘り、リアルタイムのクオートと最終売却価格 (last sale prices) を電子的に表示しているが、これらの会社には、OTC Bulletin Board に組み込まれるに先立つて、いかなる財務または報告の基準も課されていない。

一九九七年報告書では、NASDAQ の電子化について、以下の二点を記述している。①一九九六年に NASDAQ は、従来のコンピューター・プラットフォームやワークステーションを置き換え、新たなコンピューター・システムと情報通信ネットワーク (telecommunication network) の設置 (installation) を完了させた。②NASDAQ は、現在、新たに三三〇〇万ドルをかけてデーター・センターを設置し、また、新たなコミニケーション・ネットワークを開発し、システムの許容量を増加させようとして計画している。

N 第三市場

アメリカでは、取引所上場証券を取引する店頭市場があり、第三市場とよばれている。

第三市場は、小規模顧客の注文をさばくために導入された。取引所の非会員が上場株式の取引所外売買を行うことは禁止されていなかつたことから、ニューヨーク証券取引所等に上場している株式を売買する店頭市場が存在していた。⁵²⁾一九六〇年代終盤から一九七〇年代初頭にかけて、NASDAQやニューヨーク証券取引所およびアメリカン証券取引所上場銘柄を取り扱うか否かについて議論があった。一九六八年八月にNASD理事会はニューヨーク証券取引所およびアメリカン証券取引所の上場銘柄をNASDAQに加えないとの決定をした。一九七〇年の一〇月には、ニューヨーク証券取引所およびアメリカン証券取引所の両理事長とNASDがSECに対し、両取引所上場銘柄を、当面の間NASDAQから除外することを提案し、SECはこれを受け入れた。⁵³⁾この決定によって、第三市場はNASDAQに統合されず、存続することとなつた。

一九九〇年代になると、第三市場はその規模を拡大させた。一九九七年報告書によると、一九七九年から一九八〇年にかけ

ては、第三市場の規模はニューヨーク証券取引所取引量の約二パーセントであったが、一九九六年にはニューヨーク証券取引所取引量の七パーセント超を取り扱うまでに成長した。

第三市場は、第三マーケットメーカー (third market maker) によって運営されている。第三マーケットメーカーは、上場証券のうち活発に取引されている株式の小口 (a few thousand share) 取引について、小口取引専門の証券会社 (retail firm) やディスカウントブローカーから注文を受け付ける。成行注文はITS上の最善価格で執行し、指値注文は事前に決められている執行範囲 (execution parameters) に基づいて執行する。⁵⁴⁾なお、第三市場における注文は、第三マーケットメーカーを相手方として執行されることが一般的であり、取引はNASDの取引確認サービスに報告される。⁵⁵⁾

第三マーケットメーカーが業務を遂行するにあたつては、最善の執行を確保するためにテクノロジーが積極的に利用されている。第三マーケットメーカーは、注文を電子的に受け付け、それが成行注文か指値注文かによって異なった執行地點へ電子的に回送させる。第三マーケットメーカーのシステムのなかには、価格改善アルゴリズムをそなえたものもあり、そこでは、一般的に普及しているクオートよりも有利な価格での注文執行

が行われる。⁵³⁾

一九九七年報告書では、ブローカー・ディーラーが第三マーケットメーカーを利用する理由について以下のように述べている。⁵⁴⁾①第三マーケットメーカーの大多数は手数料を徴収しない。第三マーケットメーカーが注文回送を行った発注者に、オーダー・フロー・ペイメントを提供する場合もある。②第三市場は、取引所にくらべて発注から執行までの時間が短い。⁵⁵⁾③前述の価格改善アルゴリズムによって最善価格での執行が提供されやすい。

V 代替的取引システム

SECが、流通市場におけるイノベーションを促進させるために、柔軟かつ開かれた政策を維持してきた結果、数社のブローカー・ディーラーはコンピューター化された代替的取引システムを提供するようになつた。⁵⁶⁾インステイネット社は、一九六九年より、機関投資家などに、大口取引(block trade)を効果的に行うコンピューター・ネットワークを提供しており、現在ではもつとも大きな代替的取引システムとなつたThe Real Time Trading Systemを稼動させている。⁵⁷⁾

機関投資者の取引は、大口であることから、市場に注文を出した時点で、価格変動を起こす可能性がある(マーケット・インパクト)。インステイネット社による代替的取引システムでは、必要最低限の情報のみを、取引相手のみに知らせて取引することから、マーケット・インパクトを回避できる。⁵⁸⁾

SECは過去三〇年にわたって、代替的取引システムを取引所ではなくブローカー・ディーラーとして取り扱い、取引所としての登録を要求しなかつた。一九九七年報告書では、その理由として、①SECは、取引所を規制する権限を用いて、多用な市場構造を調整することを自制してきたこと、②代替的取引システムの数と取引されている証券の量が比較的少なかつた点を挙げている。⁵⁹⁾これら点から、SECは代替的取引システムを取引所として規制することは、その発展を妨げると考えていたことがうかがえる。⁶⁰⁾

一九九八年十二月にSECは、代替的取引システムについて新たなルールを設け、一定の場合には、代替的取引システムに取引所としての規制が加えられることとなつた。⁶¹⁾

VI インターネット

一九九七年報告書によると、この2年間で、証券市場におけるインターネットの利用が増加している。

ブローカー・ディーラーのウェップ・サイトには多くの機能があるが、一九九七年報告書では、①投資者への情報提供、②小口投資者への注文回送システムの提供、③代替的取引システムの提供を取り上げている。

第一に、投資者への情報提供機能については、以下の情報が、インターネットを通じて、投資者に提供されているとしている。①市場の情報 (market information) および投資ツール (investment tool)、②リアルタイムのクオート、③アナリスト・レポート、取引戦略、為替、ミューチャル・ファンド、オプション、およびマーケット・インデックスに関する市場情報やニュース、④ポートフォリオマネージメントや分析プログラムである。

第二に、インターネットを利用した注文回送システムが、デイスカウント・ブローカーなどによって提供されている。このシステムは、一九八〇年代に導入されたオンライン取引が発展したものといえる。⁴⁰⁾ 一九八〇年代より、数社のブローカー・デ

ィーラーは、専用のソフトウェアとダイレクトのダイヤル回線を提供することによって、小口の投資者 (retail investor) がパソコンから発注することを可能としていた。

現在ではディスカウントブローカーを始めとして、三〇社程度のブローカー・ディーラーがオンライン・トレーディングを

提供しており、もっぱらインターネットを用いて取引を行う投資者に対しては、通常よりもさらに割引いた手数料を提供している。⁴¹⁾ たとえば、E*トレード社では、一五〇〇の上場会社の株式を対象として、成行注文の場合には14.95ドルの手数料で取引を可能としている。これらは、インターネットを通じて、安い手数料での取引を提供する試みであったが、一九九七年報告書によると、最近では、フルサービスのブローカーレージをインターネット上で提供する試みも登場しつつある。

第三に、インターネットを用いて、顧客に代替的取引システムを提供し、システム内で注文を付け合せたり、クロスさせようとするブローカー・ディーラーが登場しつつある。⁴²⁾ 一九九七年報告書では、ジャックホワイト社が一九九六年九月に開設したインターネット (Inter Connect) とよばれるシステムを取り上げている。このシステムは、最善の売り呼び値と買い呼び値の中間値で取引をクロスさせるシステムであり、注文はイン

ターネットや電話を通じて行われる。^(脚)

NASDAQ のマーケットメーカーであるディティック社は、インターネットを通じて個人から直接注文を受けはじめている。従来、マーケットメーカーは、証券会社を通じて注文を集め、自らはマーケットメーカー業務に専念している場合が多かったが、インターネットの普及によりディティック社は、低廉な手数料で直接小口投資者から注文を集め、そのときの最善の価格で執行するシステムを提供するようになつた。これらは、從来、PTSなどの代替的取引システムは、機関投資家を対象としたものであつたが、インターネットの普及によつて、小口投資者も対象となつてきたことを意味する。^(脚)

3 証券流通市場の規制

情報通信技術の発達は、証券流通市場に多くの変化もたらしてきた。とりわけ、代替的取引システムは、情報通信技術を積極的に利用することによって成長し、アメリカ国内の証券流通市場において影響力を強めてきた。この代替的取引システムをブローカー・ディーラーとして規制するか、取引所として規制するかが問題となつた。また、情報通信技術の発達は、アメリカ

カ投資者が海外の証券流通市場へアクセスすることを容易にしたことから、海外市場に対する規制が問題となつた。^(脚)ここでは、証券流通市場の電子化に対するSECの反応^(脚)を紹介する。まず、アメリカの国内市场について代替的取引システムを中心とりあげ(II)、さらに、海外の市場についてとりあげる(III)。

I アメリカ国内市场

一九九七年コンセプト通牒によると、技術の進歩と代替的取引システムの成長は、過去二〇年間にわたり、アメリカの投資者と市場に多くの利益をもたらしてきた。しかし、このシステムは、伝統的な取引所に代替するにもかかわらず、ブローカー・ディーラーとして規制されてきたことから、市場の透明性、公正性、および監視を確保するメカニズムに完全に組み込まれてこなかつた。

一九九七年報告書でも、技術の進歩によつて、証券取引の分野ではサービスの多様化と複合化が可能となり、その結果、市場と、市場仲介者と、サービスの提供者との区別があいまいになつてゐるとしている。^(脚)具体的な問題として登録ブローカー・

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

ディーラーと情報ベンダーによって提供されているサービスを取り上げている。

登録ブローカー・ディーラーは、自動化されたスクリーンに基づくネットワークを構築し、発注および執行システムを提供している。このシステムは、注文を集中化させていて、参加者が自分の注文を相互作用的にコントロールできる点において、伝統的な（traditional）取引所と類似している。

情報ベンダーは以下のようないわゆるサービスを提供している。
①アイナーンシャル・プロダクト情報とともに電子的な注文回送サービスを提供している。
②ブローカー・ディーラーの資金援助を受け、顧客を市場仲介業者に接続させ、トレーディング・システムを提供している。
このシステムでは、市場仲介業者の日録をみた顧客が、市場仲介業者に電子的に注文を回送し執行を行い、取引確認書をベンダーを通じて受け取ることとなる。
③参加者間には注文回送サービス提供し、証券決裁会社（corporation）に決裁および権利移転情報を送るサービスを提供している。

一九九七年報告書では、このような現状に、証券取引所法は十分な対応を行っていないとしている。証券取引所法は、定義規定に基づいて、顧客から市場までの各主体（entity）の義務

および責任を規定しており、また、市場参加者の規制は、その行動が取引所としての機能を果たすか、ブローカー・ディーラーとしての機能を果たすかに基づいて定めている。しかしながら、「ここでいう、証券取引所法の、「取引所」「ブローカー・ディーラー」および「証券情報処理業者（securities information processor）」などの定義は広範囲である」とから、入り混じっている主体（hybrid entities）に、適用する」とが困難となる。

代替的取引システムが、アメリカの証券流通市場に与える影響が大きくなってきたことから、SECはこのシステムについても、取引の透明性、公正性、および監視を改善する必要があると考え、一九九七年コンセプト通牒において多くのコメントを求めた。一九九七年コンセプト通牒は、代替的取引システムについて、原則として取引所としての登録を要求するが、一九九六年全米証券市場改革法によって新設されたSECの免除権限（証券取引所法三六条⁴⁴）を用いて、不必要または不適切な要件を排除することを提案した。

一九九八年最終通牒では、代替的取引システムに関する規則を変更し、代替的取引システムに取引所としての規制を加えるという趣旨のルールを設けた。
新たなルールの概要は以下に示すところである。

第一に、証券取引所法規則三-b一一六を新設し、証券取引所法三条(a)項一号における取引所の解釈を変更した。従来、SECは、取引所に対しては、ブローカー・ディーラーとは区別した上で、厳格に規制してきた。しかし、技術の進歩によって、これらとの区別があいまいになった。とりわけ、代替的取引システムが、取引所と同等の機能を有するものとして用いられるようになった。そこで、規則三-b一一六では、取引所に関する新たな解釈を盛り込み、市場と同等の機能を有するシステムも取引所に含めることとなつた。なお、注文回送システム、気配表示システム、社内注文管理・執行システムは、取引所には含まれない。

第二に、証券取引所法三六条に規定しているSECの免除権限を用い、ほとんどの代替的取引システムにつき、後述の代替的取引規制に従う限りにおいて、取引所として定義されず、從つて取引所としての登録義務は免除されるとした。この規定によつて、代替的取引システムは、取引所としての規制の受けるか、ブローカー・ディーラーとしての規制を受けるかが選択可能となる。

第三に、代替的取引システムの規制を新設した。この規制は、代替的取引システムのうちブローカー・ディーラーとして登録

したものに適用される。ここでは、証券の売買量に応じて、代替的取引システムに市場としての規制（market-oriented regulation）が加えられる。

まず、直近六ヶ月のうち少なくとも四ヶ月間で、取引銘柄のすべてにおいて一日の平均売買高が全米での売買高の5%未満となっている代替的取引システムは、①業務に関する通知および四半期報告書をSECに提出すること、②取引に関する会計報告（audit trail）を含め、必要な記録の保持すること、③「取引所」、「株式市場」、またはそれに類似する名称を用いないことが要求される。

全米市場システム銘柄のうち一銘柄でも売買高が5%を超える代替的取引システムについては、全米市場システムにリンクすることが義務付けられる。

さらに、全米市場システム銘柄のうち一銘柄でも売買高が二〇%を超えた場合には、①客観的な基準を用いてシステム利用者の参加を決定すること、②適切なシステムの容量、健全性、および危機管理計画を確実にするための手続きを整えることなどが義務付けられる。

第三に、代替的取引システムの規制を新設した。この規制は、代替的取引システムのうちブローカー・ディーラーとして登録

II 海外市場

情報通信技術の進歩は、国際的な証券取引のスキームも変更させている。従来は、アメリカの投資者は、アメリカのブローカー・ディーラーの電話やファックスミリを通じて外国の市場

価格に関する情報を得たり、外国証券の売買を行つていた。しかし、今日では、アメリカの投資者が外国のブローカー・ディーラーと直接連絡をとり、外国市場におけるトレーディング情報を得たり、アメリカ国内から電子的に発注することが可能となつてゐる。¹⁸⁸

また、海外の市場が電子化を行い、会員に遠隔アクセス（remote access）を提供するようになつた。¹⁸⁹現在では、アメリカのブローカー・ディーラーや機関投資家が遠隔アクセスを通じて外国市場の会員となつてゐるが、このような遠隔アクセスは、連邦証券諸法上重要な問題を提起する。外国市場で取引されている証券のほとんどは、証券法または証券取引所法の登録をしておらず、また、これら証券の発行者はSECに対して諸報告書を提出していないからである。同様に、連邦証券諸法は、アメリカ人に対して遠隔アクセスを提供している外国市場を規制する権限（regulatory status）を有するか、とりわけそのよう

なアクセスを提供する外国市場に対して国法証券取引所としての登録を必要とするかについて、明確なガイダンスを提供してこなかつた。¹⁹⁰

一九九七年コンセプト通牒は、アメリカの投資者とかかわりの持つ外国の電子取引所の取り扱いについて、国法証券取引所としてSECに登録することを求めるとするアプローチや、外国市場の母国の規制にのみ準拠させるとするアプローチと共に、その折衷的なアプローチも示唆している。折衷的なアプローチでは、アメリカ人に外国市場への直接のアクセスを提供する主体（アクセス・プロヴァイダー）に関する規制の要件を創設し、これら主体がアメリカにおいて登録されているか否かを問わず、アクセス・プロヴァイダーは、連邦証券諸法の詐欺防止条項と同様に、記録保存、報告、および開示要件に従わなければならぬとする。その一方で、SECは、アメリカのブローカー・ディーラーとして登録しているアクセス・プロヴァイダーが、外国市場への電子的なリンクを小口投資家や大口投資者に提供することも許容する。このアプローチによつて、外国市場で取引を行うアメリカの投資者に適切な保護が与えられ、よりいつそうの透明性が確保されるとしている。¹⁹¹

一九九八年ガイドラインでも、海外のブローカー・ディーラ

いや証券取引市場が、インターネットを通じてアメリカの投資者にアクセスする場合について触れられている。

第一に、アメリカ国外のブローカー・ディーラーの活動については、インターネットによる情報提供によって、アメリカの投資者が証券取引を行わないように、合理的な措置を講じている場合には、SECへの登録は不要としている。⁽¹³⁾

第二に、アメリカ国外の証券取引所の活動についても、アメリカ国内のものからのアクセスを制限する合理的な措置が採られている場合には、アメリカでの登録を不要としている。⁽¹⁴⁾

なお、一九九八年最終通牒は、アメリカ国内の投資者が手軽に海外の市場にアクセスできる点を勘案し、アメリカ市場で取りされている外国証券の完全かつ公正な開示などを、今後の検討課題としている。

4 小括

1960年代のアメリカでは、証券流通市場の「分裂」が問題とされていた。ここでの「分裂」とは、機関投資家が固定手数料を回避し、安いコストでの注文執行を求めた結果として、地方取引所、第三市場、および相対取引市場（第四市場）を積

極的に利用するようになり、ニューヨーク証券取引所の市場シ

⁽¹³⁾

エアが低下した事態をさしていた。この問題を解決するため、手数料を自由化し、取引所集中義務を撤廃するとともに、全米市場システムが導入された。この全米市場システムでは、分裂した市場を一つに統合させるという「単一市場アプローチ」ではなく、複数の市場をネットワークで結びつけるという手法が取られた。これによつて、取引所、店頭市場、および代替的取引システムが互いに競争する状況が生じ、情報コミュニケーション技術を取り入れ各市場が積極的にイノベーションを行い、効率的な運営を実現させようとしてきた。

これらの背景には、証券流通市場の規制においては、市場間の競争を重視し、イノベーションを促進させようとするSECの政策判断がうかがえる。⁽¹⁴⁾ その顕著な例として、代替的取引システムを、取引所ではなくブローカー・ディーラーとして規制してきたことがあつた。アメリカの証券流通市場では、取引所とその外部、とりわけ第三マーケットメーカーや代替的取引システムとの競争によつて、イノベーションがもたらされ、積極的に情報通信技術が導入されたことを考えると、SECの姿勢には、一定の積極的評価をすることができるであろう。なお、近年、代替的取引システムの取引量が拡大したことから、SEC

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

は取引所としての規制の性格を持つ新たな規制を採り入れる」となった。これによれば、アメリカの証券流通市場の規制は新たな局面を迎えることになるが、これでも「代替的取引システムを全世界市場システムに組み込んでしまって本組みが採られてる」という注目すべきである。

注

- (1) National Securities Markets Improvement Act of 1996, Pub. L. No 104-290, 110 Stat.3416[hereinafter NSMIA]. この法律は、五つのタイマールから構成される。タイマールⅠには、「一九九六年資本市場効率法 (Capital Markets Efficiency Act of 1996)」との略題が付され、一九九九年証券法(以下、証券法)による改正からなる。タイマールⅡには、「一九九六年投資会社法改正 (Investment Company Act Amendments of 1996)」との略題が付され、一九四〇年投資会社法の改正かなる。タイマールⅢには、「投資顧問監督協働法 (Investment Advisers Supervision Coordination Act)」との略題が付され、一九四〇年投資顧問法の改正からなる。タイマールⅣには、「一九九六年連邦証券取引委員会授權法 (Securities and Exchange Commission Authorization Act of 1996)」との略題が付され、
- (2) NSMIA, supra note 1, § 510(a)(1).
- (3) Id. § 510(a)(2).
- (4) SEC, Report to the Congress : The Impact of Recent Technological Advance on the Securities Markets(visit Apr.29,1999),http://sec.gov/news/studies/techrp_97.htm. [hereinafter SEC Report]。この報知書は、一公開会社 (Public Companies)、投資会社 (Investment Companies)、投資顧問 (Investment Advisers)、証券流通市場 (Secondary Securities Markets)、SECによる法実現プログラム (Commission Enforcement Program) のふたつである。アベンティクスAには、技術の問題を取り上げたSECリリースのタイマールの一覧を、アベンティクスBには、技術に関するスタッフの解説、アベンティクスC、ノーアクションレターを、アベンティクスDには、インターネットに基づく活動へのハントフォースメントを収集しており、アベンティクスDは用語集

Commission Authorization Act of 1996)】との略題が付され、一九九九年証券法と一九三四年証券取引所法の改正からなる。タイマールⅣには、略題は付されていないが、「貯蓄および投資の費用削減 (Reducing the Cost of Saving and Investment)】との副題が付されている。

みなみこゑ。

Exchange Act Release No. 39834, 63 Fed. Reg. 23503
(Apr. 29, 1998).

(5) Regulation of Exchange, Exchange Act Release No. 38672, 63 SEC Doc. 1721 [hereinafter 1997 Concept Release].

(6) 従来、SEC は、取引を行ふべくシステムの「取引所」として、登録を行つてゐたが、アロバティック・トレーディング・システム (Proprietary Trading System [hereinafter PTS])、クローカー・ブレイバー・システムへもシス템、または電子ガバナンス・ネットワーク という用語を用ひてゐた。これに対して、代替的取引システム という用語は、取引関係を集中させ、表示し、付け合せたり、クロスさせたり、執行させたりする自動システムの総称をさへいしてゐる。SEC Report, supra note 4, note 290. わが国では、プロバイダタリー・ムニューティン・システムや単に PTS あるいは用語が一般的であるが、本稿では、報告書の原文や PTS など記載されてゐる場合をのみこむは、代替的取引システムとよぶ。

(7) Id. IV-D-1-b, para.1.
(8) Id. IV-D. Commission Response to Technological Challenges, I. New Concepts in the Regulation of Exchanges.

(9) Regulation of Exchanges and Alternative Treading Systems.

(10) Regulation of Exchanges and Alternative Treading Systems, Exchange Act Release No. 40760, 63 Fed. Reg. 70843 (Dec. 22, 1998) [hereinafter 1998 Final Release].

(11) Use of Internet Web Sites to Offer Securities, Solicit Securities Transactions, or Advertise Investment Services Offshore [hereinafter 1998 Guideline]. ガイドラインの全文は <http://www.sec.gov/rules/concep/33-7516.htm> (visited Mar. 8, 1999). いよいよ、「インターネットに対する証券規制の域外適用—米国オハイオ・ガイドラインの概要—」商事法務一五〇二四一七二頁（一九九八年）がある。

(12) SEC Report, supra note 4, IV-C-1-para 1. の姿勢は、マーケットへの〇〇〇報括書の立場を踏襲するものである。See, id. note 236.

(13) Id. IV-C-1. para 1, note 230, note 238, note 239. これがこゝだが、NASD が構築し、一九九一年に稼動したのがNASDAQ である。浜田道代「ナスダックの改善」証券取引法研究会議論文集「欧米における証券取引制度の改革」一五八頁、一

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

- (14) SEC, Exchange Act Release No.9484(Feb.2,1972); SEC Report, supra note 4, note 240.
- (15) SEC Report, supra note 4, IV-C-1, para.1.
- (16) 中央市場システム構想」¹⁴、神崎克郎「米国の一九七五年証券諸法改正法」¹⁵、イハグベヌメント一九巻一号一八頁、¹⁶一一一—一四頁（一九七六年）、竹中正明「『全米市場システム』の現状と展望」商事法務八〇九号六二一頁、六二一—六三頁（一九七八年）参照。
- (17) Securities Act Amendments of 1975, Pub. L. No.94-29, 89 Stat.97(1975); SEC Report, supra note 4, note 241.
- (18) 15 U.S.C. § 78 K-1(1998). 筆者註：アメリカ下院のU.S. Code § Title 15 のページ http://uscode.house.gov/lite_15.htm。
- (19) 「Chapter 2 b Securities Exchange をタップホームページ」¹⁷など、インターネットを利用したアメリカ法の検索には、東北大学法学部アメリカ法〈<http://www.law.tohoku.ac.jp/uslaw-j.html>〉のリンクを利用した。
- (20) 15 U.S. C. § 78 K-1(a)(1)(A)(1998).
- (21) Id. § 78 K-1(a)(1)(B).
- (22) Id. § 78 K-1(a)(1)(D).
- (23) 証券取引所法一一A条については、神崎・前掲注(16)一一五頁、森田章「マーケット2000報告書について」証券取引法研究会国際部会編『欧米における証券取引制度の改革』一〇〇頁、一〇一頁（日本証券経済研究所・一九九八年）参照。
- (24) 川島弘み「証券取引の電子化と『取引所』の意義」専修大学法学研究所紀要二二号一頁、一一一頁（一九九七年）参照。
- (25) SECの権限は、証券取引所法一一A条(a)項(2)号に規定されている。全米市場システムの開発におけるSECの権限については、神崎・前掲注(16)一一五頁。
- (26) 神崎・前掲注(16)一一五六頁、竹中・前掲注(16)一九頁参照。
- (27) SEC Report, supra note 4, IV-C-1, para.2.「われらのシステム」¹⁸では、佐賀卓雄「証券市場統合のグランプリ・デザインナンナル・マーケットシステム（NSM）と『マーケット2000』——証券研究一一四巻一八五頁、一九一頁（一九九六年）、森田・前掲注(23)一〇八頁参照。
- (28) Id.
- (29) SIAC は、証券取引所法一一A条に基づいて、SECに登録

を行つた証券情報処理業者である。SIAC は、³¹⁾ Id. note

244.

佐賀・前掲注²⁷⁾一九一頁。

(30) ある取引所が他の取引所に上場されている証券を取引した

い場合には、SEC に対して、Unlisted Trading Privilege (UTP)

を申請し、その許可を受けなければならない。OTC-UTP プ

ランは、取引所において、NASDAQ でクオートが表示され
ている証券のうち、国法証券取引所上場証券以外の証券を取
引する」と可能となるアランを述べ。SEC Report, supra
note 4, note 246. 佐賀・前掲注²⁷⁾一九二頁。

(32) Id. IV-C-1. para.2.

(33) Id. IV-C-2. -a. para.1.

(34) SEC は国法取引所としての登録を行つた取引所をいう。

(35) 取引所としての登録については、川島・前掲注²⁴⁾六一九頁。

(36) SEC Report, supra note 4, IV-C-2.-a. para.1.

(37) DOT (Designated Order System) は会員証券会社とスベシ

ヤリストとの間のロード・リケーションシステムとして、一九

七六年に導入された。システム導入時は、200株以下の成

行注文が100株以下の指値注文を取り扱う能力しか持つて
いなかつたが、一九九三年には、成行注文で309999株、

指値注文で99999株まで拡張されている。大村敬一・宇

野淳・川北英隆・俊野雅司『株式市場のマイクロストラクチ

ヤー』三六頁〔宇野〕(日本経済新聞社、一九九八年)。

(38) 一九九五年には、Super-DOT は、586億株を取り扱い、

これはニューヨーク証券取引所全売買高の33%を占めている

また、一日平均の注文件数は、約30万株で、全注文件数の約

85%を占める。注文件数にくらべて、売買高の比率が低い理

由としては、注文サイズの条件規定があることや、大口注文

はフロアープローカーを通じて約定されることが多い」とが

挙げられてる。大村ほか・前掲注³⁶⁾三六頁〔宇野〕。

(39) SEC Report, supra note 4, IV-C-2.-a. para.1.

(40) Id. para.2.

(41) Id. para.3.

(42) シカゴ・マッチング・システムで、注目すべきは、その価格決定方法である。電子的な注文は、原則として、市場価格で執行される。じいでこう市場価格とは、国内でのものも
譲り受けられる」とオファーの中間価格に等しいとされてい

る。Id. オプティマイマーク・システムにおけるマッチングについ
ては、大村ほか・前掲注³⁶⁾一五八一~六〇頁〔宇野・大村〕

- (43) Id. para.3. NASDAQ もオプティマーク・システムが全面的に採用される。大村ほか・前掲注(36)二六〇頁、注一一「宇野・大村」参照。一九九八年九月二九日に大阪証券取引所は、オプティマーク・システムを導入し、二〇〇〇年の春に株式の大口売買を電子化することを発表した（日本経済新聞一九九八年九月三〇日朝刊一面）。一九九九年四月一日に日本オプティマーク・システムズを設立することが発表されている（日本経済新聞一九九九年四月一日朝刊一面、七面参照）。
- (44) Id. para.4.
- (45) Id. IV-C-2.-b. para.1. NASDAQ は、レベル1から3までの端末がある。レベル1では、各NASDAQ 証券について複数のマーケットメーカーが提示している最善のクオートを見ることが可能、レベル2では、クオートを発しているマーケットメーカーや数量も示され、クオートに関する具体的な状況を知ることができる。レベル3は、端末からクオートを更新させる機能を持ち、マーケットメーカーや証券会社のトレーディングルームで利用される。浜田・前掲注(1)二六一、「六」〔一頁〕参照。
- (46) Id.
- (47) Id.
- (48) 森田・前掲注(3)一〇八頁。
- (49) SEC Report, supra note 4. IV-C-2.-b. para.1.
- (50) Id. para.2.
- (51) Id. para.3.
- (52) 川越試験「OVER-THE COUNTER かく OVER-THE COMPUTER <—1963年 SEC 証券市場特別調査報告とNASDAQ —」証券研究一三三卷一三三頁（一九九五年）、一五四頁。
- (53) 川越・前掲注(5)一五四—一五五頁。
- (54) SEC Report, supra note 4. IV-C-2.-c. para.1.
- (55) 小林襄治「市場の『分裂』と競争—SEC 市場規制局『マーケットスローコード』をめぐって」証券研究一四卷一三三頁（一九九六年）、一四一頁。
- (56) SEC Report, supra note 4. IV-C-2.-c. para.1.
- (57) Id. para.2.
- (58) Id.
- (59) Id. para.3.
- (60) 受注者が発注者の注文回送に対し、手数料の払戻しや金銭の支払いを行つことをオーダー・フロー・ペイメントといふ。オーダー・フロー・ペイメントは、第三マーケットマー

- カーダーだけではなく、PTSを提供しているブローカー・ディーラーによつても用いられてゐる。佐賀・前掲注⁽⁶⁴⁾一九八頁。
- (61) 最大手の第三マーケットメーカー成行注文を数秒で処理するが、ニューヨーク証券取引所のシステムではスペシャリストのポストに注文を届けるのに50秒かかると指摘される。小林・前掲注⁽⁶⁵⁾一四三頁。また、ニューヨーク証券取引所ではスペシャリストが、最善の執行を確保するために、意図的に執行を遅らせ、直前の気配よりも有利な価格で執行することがあり、これを避け迅速な執行を望む投資者の注文が、取引所外へと流出してゐる。佐賀・前掲注⁽⁶⁶⁾一九五一—九八頁。
- (62) SEC Report, supra note 4, IV-C-4, para.1.
- (63) Id. 舉出書は、他の代替的取引ハベトマニシレ、Bloomberg Tradebook LLC、ならぬ Tradebook や Island, ITG Inc. による Portfolio System for Institutional Trading (POSIT) などアリババ証券取引所 (AZX) を挙げてゐる。
- (64) 濵田康之『電子証券取引—証券ビッグバンの切り札』八頁 (経済法令研究会・一九九七年) 参照。
- (65) SEC Report, supra note 4, IV-C-4, para.2.
- (66) Id.
- (67))の点については後述する。
- (68) SEC Report, supra note 4, IV-C-7, para.1.
- (69) Id. para.2.
- (70) Id. para.4.
- (71) Id. para.3. オンライントレードを提供している代表的なデスクカウンター・ブローカーには、ショワップ社がある。濵田・前掲注⁽⁶⁴⁾一一一—一三三頁。
- (72) Id. para.4.
- (73) Id. note 322. E *トナーニーといふのは、濱田・前掲注⁽⁶⁴⁾一一一—一六六頁参照。
- (74) Id. IV-C-7, para.4.
- (75) Id. para.5.
- (76) Id. note 325. 濱田・前掲注⁽⁶⁴⁾一七一—一八頁。
- (77) 濱田・前掲注⁽⁶⁴⁾一六一—一七頁。ティティック社はコンピューターを駆使したマーケットメーカーを行う会社として有名である。
- (78) 濱田・前掲注⁽⁶⁴⁾二七頁参照。
- (79) 舉出書では、IV-D-2.a. Electronic Communication System and the Order Execution Rules の部分で、電子的コミュニケーションシステムと注文執行ルールについて、規則 11 Ac 1 四

アメリカにおける証券流通市場の電子化（家田）

- 79の新設と、規則一一Ac一一の改正について取り上げてある。規則一一Ac一一四は、指値表示ルール(Limit Order Display Rule)によれば、スペシャリストおよびマーケットメーカーに対して、有利な価格の指値注文を受けたときは、原則として、直ちにその価格および数量をクオート価格に反映せなければならないと規定している。改正規則一一Ac一一一は、電子的コマニケーションネットワークに関するクオートルールの改正である。マーケットメーカーおよびスペシャリストのうち、最近四半期において適用証券の取引高が全取引高の一%を超えるものは、電子的なコマニケーションネットワークを通じた私的クオートを含めて、必ずしも有利なクオート値を公表しなければならないとしている。)の改正によって、マーケットメーカーおよびスペシャリストは、彼ら自身が公表するクオートよりも有利な価格で電子コミュニケーションネットワークで取引を行っている場合は、その価格を公表しなければならない。これら執行ルールについては、神崎・前掲注⁽¹⁶⁾一三五—一五〇頁が詳しい。
- (80) SEC Report, supra note 4, W-D-1.-b, para.2.
- (81) Id. W-D-1.-a, para.1.
- (82) Id.
- (83) Id. para.2.
- (84) 15 U.S.C.78mm(1998).
- (85) 1997 Concept Release, supra note 5, at 1731. See SEC Report, supra note 4, W-D-2.-b, para.3.
- (86) 一九九八年最終通牒の概要を紹介した文献には、富田一成「米国における代替的取引システム等に関する新たな規制の概要」商事法務一五一七号(一九九九年)がある。
- (87) 1998 Final Release supra note 10, at 70847-70848. 富田・前掲注⁽⁶⁾一八一三〇頁参照。
- (88) SEC Report supra note 4, W-D-1.-a, para.4.
- (89) 一九九七年報告書では、遠隔アクセスについて、フランクフルト資本取引所(equities exchange)がロンドン、アムステルダム、パリ、およびチューリッヒに44の遠隔会員を有している例や、OMストックホルムが、イギリス、デンマーク、ノルウェー、フィンランドおよびスイスに遠隔会員を有している例が挙げられている。Id. note 334.
- (90) Id. W-D-1.-a, para.4.
- (91) Id. W-D-1.-b, para.4.
- (92) Id.
- (93) 1998 Guideline, supra note 11, W-A para.2. 武井・前掲注⁽¹⁶⁾二二

一一一一一頁。

(94) Id. ¶B para.3. 武井・前掲注(2)二二二二二頁。

(95) 1998 Final Release, supra note 10, at 70846. 富田・前掲注(86)三一頁参照。

(96) 佐賀・前掲注(2)一八八一八九頁、小林・前掲注(5)一三六頁。

(97) SECによるマーケット2000報告書によると、「単一市場アプローチ」を否定した理由として、①単一市場はイノベーションと競争を抑制する恐れがある点、②アメリカの株式市場は、価格発見機能や流動性が悪影響を受けるほど分裂していない点、および③単一市場アプローチは否定するが、市場間をリンクすることは重視する点が上げられている。佐賀・前掲注(2)一〇五頁。

(98) 佐賀・前掲注(2)一〇五頁。

二 わが国の証券流通市場

わが国では、一九九八年六月五日に金融システム改革法が成立し、同年一二月一日より施行された。金融システム改革法は

証券取引法の改正も含んでおり、これによつて、いわゆるPTSのような「代替的取引システム」を運営することが証券業として認められている。

証券取引法では、①「証券業」として代替的取引システムを定義（証券取引法二条八項七号）し、②市場集中義務を廃止し（三七条の改正）、さらに、③市場類似施設の禁止規定の適用除外を設け（一六七条の二第三項）、証券業者が、①の方法で市場類似施設をつくることを認めている。

証券取引法二条八項は「証券業」を定義している。このうち同項七号で規定されている行為が、実質的には代替的取引システムを定義していると考えられる。ここで規定されている行為とは、有価証券の売買またはその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者または各当事者とするものであり（証券取引法二条八項七号柱書き）、かつ同号イからニで規定している売買価格の決定方法を用いるものである。

イ、証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法。

ロ、第七五条第一項の規定により登録を受けた有価証券（店

頭登録証券)について、当該登録を行う第六七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法。

ハ、顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法。

二、イからハまで掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める方法。

わが国の代替的取引システムは、以下の特徴を持つ。

第一に、証券取引法二条八項七号イおよびロの価格決定方法は、取引所または店頭市場の価格をそのまま利用することから、この方式の代替的取引システムは価格発見機能を持たない。同号ハの価格決定方式をとる代替的取引システムは、相対取引を基調としたものであり、インスティネット社が提供するシステムのように、ネットワーク上で売主と買主が価格交渉を行なうタイプの代替的取引システムも、証券業として認められることとなる。

第二に、代替的取引システムを証券業として認識している点については、SECが代替的取引システムをブローカー・ディーラーとして把握してきたことと類似している。ただし、この姿勢によってわが国でも市場間競争が導入されるかは疑問である。また、代替的取引システムに、市場としての規制を加えよ

うとしているのが、近時のSECの傾向といえ、この点の検討は今後の課題⁽¹⁾となる。

注

(1) 代替的取引システムについては、強制公開買付制度との関係が問題になると思われる。今回の改正で、証券取引法27条の2(強制公開買付制度)の、「有価証券市場外」とする文言は「取引所有価証券市場外」へと改正された。

代替的取引システムを通じた取引は、「取引所有価証券市場外」に該当する(証券取引法2条7項3号参照)ことから、このシステムを通じて支配株式または自己株式を取得することはできない。

代替的取引システムのうち、ハの顧客の間の交渉に基づく価格を用いるシステムは、相対取引の性質が強く、これを規制することは妥当ともいえるかも知れない。一方、価格発見機能を持たないイ・ロの方式の代替的取引システムを通じた取引まで禁止する必要があるかが問題となる。とりわけ、取引所などでクロス取引を行う場合には強制公開買付制度の対象外となることとの整合性が問題となる。

四 結語

全米市場システムの最大の特徴は、複数の市場を連結させることがある。これによって、アメリカの証券流通市場では、市場間の競争が促進され、イノベーションがもたらされてきた。とりわけ、各市場が積極的に情報通信技術を導入し、電子化を促進させてきたことについては、一定の評価ができるよう。

これに対して、わが国の証券流通市場は、東京証券取引所にほとんどの取引が集中し、事実上、単一の市場が出来上がつており、アメリカとは対照的である。

証券取引法の改正によって、代替的取引システムが導入されたものの、価格発見機能は制限されている。また、最善執行とは、取引所内の執行をいい、取引所間での最善執行までは意味しておらず⁽¹⁾、さらに、取引所間をリンクさせるシステムも整えられていないため⁽²⁾、わが国で本格的な証券流通市場間の競争が導入されるかは疑問である。

今後、わが国においても、証券流通市場を連結させ、市場間の競争を導入すべきかという問題を含め、証券流通市場の法規整を再検討すべきと考える。

注

(1) 大村敬一・宇野淳・川北英隆・俊野雅司『株式市場のマイクロストラクチャー』四頁〔大村・宇野〕、二六四二二六五頁〔宇野・大村〕（一九九八年）。

(2) 取引所内外をリンクさせるシステムについては、証券取引審議会においても将来的な課題としていることがうかがえる。坂田博志「東京証券取引所における市場制度改革——金融システム改革を踏まえて」『商事法務』五一二号四頁、五頁（一九九八年）参照。

本稿は、「サバイースペースにおける証券取引の法規整」に関する研究の一環であり、財団法人国際コミュニケーション基金から助成を受けている。

本稿は、現代企業法研究会一九九八年一二月例会および名古屋電子取引研究会一九九九年一月例会で筆者が行つた研究発表に基づく。研究会でご意見をいただきたに諸先生方に、厚くお礼申し上げる。また、一九九九年二月上旬に名古屋大学大学院法学研究科で開催された前田雅弘教授の集中講義および二月下旬に同じく名古屋大学大学院法学研究科で開催された川浜昇教授の集中講義において、直接ご指導をいただき多くのご教示を

いたいた。心からのお礼を申し上げる。

【追記】本稿校正中に、小塚莊一郎「証券取引の電子化」月刊
資本市場一六四号三九頁（一九九九年）に接した。

（いえだ
たかし）